

令和3年11月17日

郡市区等医師会会長 殿

大阪府医師会長

茂松茂人

(公印省略)

移植希望者（レシピエント）選択基準の一部改正について

平素は本会事業に格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、臓器の移植希望者（レシピエント）の選択につきましては、厚生労働省通知「臓器提供者（ドナー）適応基準及び移植希望者（レシピエント）選択基準について」（平9.10.16健医発第1371号）に基づき実施されているところです。

今般、厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会の審議結果を踏まえ、上記通知のうち、肝臓移植希望者（レシピエント）選択基準及び腎臓移植希望者（レシピエント）選択基準の一部を改正し、本年11月29日より適用する旨、厚生労働省より日本医師会あて別添の通知がなされるとともに、本会に対しても日本医師会を通じ周知方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了知いただきますとともに、周知方につきご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【事務局】大阪府医師会 学術課

〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22

TEL：06-6763-7006／FAX：06-6764-0267